

平成22年6月21日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月4日から平成22年6月10日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/06/21)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年6月4日～6月10日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	2	0	0	0	0	2
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	1	0	0	0	1
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	47	109	1	0	0	157
職業安定局	147	36	32	8	2	225
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	3	10	0	0	0	13
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	199	156	33	8	2	398

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	56
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	222
法令遵守違反に関するもの	2
その他	118

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年6月4日～6月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	庁舎が暑いが、冷房を何度に設定しているのか。		地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素削減の取組を行っており、冷房の温度を28℃に設定している旨を説明し、ご理解いただきました。
2	あっせんの際、控え室での相手方の話す声が聞こえてくる。		控え室の防音効果に限界があることを説明し、ご理解いただきました。また、あっせんの当事者には、あっせん開始前にあっせん時の説明事項として、控え室での会話の制限等を行っていることを再度説明しました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年6月4日～6月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>新型インフルエンザ、口蹄疫等の問題について、今後同様の問題が起きた時、早急に適切な対応が取れるよう、過去の事例を検証し、その総括を自治体や国民に公表すべきである。</p> <p>感染症対策については、自治体に権限が与えられている部分もあるが、問題が起こったとき、自治体が適切に行動をとれるよう、国として監督するべきである。</p> <p>このような意見があることを担当者に伝え、感染症対策に係る会議において検討してもらいたい。</p>		ご意見としてお伺いし、本省に伝える旨説明しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年6月4日～6月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	47件	109件	1件	0件	0件	157件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	22件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	101件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	34件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	監督署は予告もせずに来て書類等を見にきた。そんなことをされたら現場は混乱する。監督署にそんな権限があるのか。		事業場に対する臨検監督については法定条件の履行確保のために事業場の実態を把握する必要があることから、予告なしに実施することになっていること、労働基準監督官の立入等の権限は労働基準法に規定されていること等を説明し、ご理解いただきました。
2	休業手当や解雇予告手当は、労働者のみをかばう内容で、事業主の都合や事情を一切考えていない制度である。		休業手当、解除予告手当の趣旨を説明し、ご理解を求めました。
3	勤めていた会社を最近退職したが会社が履歴書を返してくれない。個人情報であり監督署で返すように指導してくれないのはおかしい。		入社時に提出した履歴書については、監督署においては返還を指導する権限がないことを説明し、ご理解を求めました。
4	突然予告なしに臨検監督をされては困る。会社にも予定があって、担当者が不在で対応できない状況だった。		事業場に対する臨検監督については法定条件の履行確保のために事業場の実態を把握する必要があることから、予告なしに実施することになっていることを説明し、ご理解いただきました。
5	労働保険年度更新申告書用紙に同封されていた「年度更新のご案内」には、年金事務所でも年度更新申告書を受付けているとの説明書きがあったので、同事務所に問い合わせたところ、監督署へ提出するように言われた。		各年金事務所には、社会保険・労働保険徴収事務センターが設置されており、労働保険年度更新の申告書の受付業務を行っていることから、当該年金事務所においても受付可能であることを説明するとともに、当該年金事務所にこの旨改めて通報することを説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	安全衛生教育の計画及び実施結果報告(安衛則40条の3)はなぜ求められているのか。不要ではないか。		当該計画及び実施結果報告は全ての事業場を対象にしているのではなく、労働災害の発生率等を考慮して事業場を指定していることを説明し、ご理解いただきました。
7	衛生管理者の選任について、50人以上の労働者がいる事業場で義務付けられているが、衛生管理者資格の試験が難しい。それほどの知識が必要とは思えない。		衛生管理者は事業場において、健康に異常のある者の発見等労働者の健康確保を図るため、一定の知識を有する者を選任することが必要であり、その能力を見極めるため免許試験が行われていることを説明し、ご理解を求めました。
8	第三者行為災害報告書(調査書)の提出を求められたが、現場見取図記載欄が小さすぎて書きづらい。		該当欄に記載しきれない場合、別紙(任意様式)を使用いただくよう説明し、ご理解をいただきました。 なお、今後の対応として、「該当欄に記載しきれない場合、別紙(任意様式)をご使用ください」とする旨、記載し依頼することとしました。
9	最低賃金に関する基礎調査に協力するよう通知がきたが、調査期間が短いこともあり、調査には応じたくない。		調査の趣旨を説明し、御協力いただけますよう、ご理解を求めました。
10	精励手当という名称の手当を支払っているが、賃金を支払っていることは事実なので、最低賃金の計算に参入されないのはおかしいのではないか。		最低賃金の計算の参入をするのは毎月支払われる基本的な賃金のみであり、精励手当は含まれないことを説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官 石原保仁(内線5653) 中央職業安定監察官 宮野 修(内線5654) (直通:03-3502-5352)

平成22年6月4日～6月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	147件	36件	32件	8件	2件	225件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	27件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	114件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	83件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	自己都合で退職した場合の給付制限を見直してほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明いたしました。
2	求人票に男女別の表示をしてほしい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集及び採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの駐車場がどこにあるのかわかりにくい。		該当ハローワークの駐車場の案内表示がわかりにくい表記となっておりますので、早急に改善いたしました。
4	仕事を紹介してほしいため来所したが、待ち時間が長い。		依然として雇用失業情勢が厳しいことから、ハローワークの職業相談窓口等が求職者で混雑していることをご説明しました。併せて、他部門の職員を応援要員として配置する等、利用者の方々の待ち時間の短縮につながる取り組みを行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	ハローワークで定期的に発行している求人情報について、インターネット上でも閲覧できるようにしてほしい。		ハローワークインターネットサービスで求人情報を提供している旨ご説明しました。併せて、当該サービスの利用をお勧めしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	履歴書などの応募書類を返還しない事業所があるので注意してほしい。		ハローワークでは、求人企業に対して、原則として応募書類は返却するよう要請していること、事情により返却できない場合には、あらかじめ求人票にその旨を記載するよう指導している旨ご説明しました。なお、該当事業所に対しては、応募書類を返却するよう要請しました。
7	ハローワークの庁舎内が暑いので改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	ハローワークの求人の数が少ないので増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。引き続き求人確保のため努力する旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	ハローワークの職員には1人1台パソコンが割り当てられていないため、職員に求人内容の詳細を問い合わせても、端末を使うまでに時間がかかり待たされることがある。改善してほしい。		平成22年度から順次、職業紹介端末の台数を増設する予定としている旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	周辺県の求人も見たいので、掲示してほしい。		ハローワークは全国斉一の職業紹介機関であり、オンラインによる情報通信が可能となっております。このため、該当ハローワークの周辺県の求人についても、求人検索機及びハローワークインターネットサービスでも閲覧できる旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年6月4日～6月10日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	10件	0件	0件	0件	13件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	6件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	中小企業子育て支援助成金について、平成18年3月31日以前に育児休業者が出ている場合は対象にならないというのは納得がいかない。育児休業者が平成18年3月31日以前に出ており、その後も沢山育児休業者が出ている会社に支給される内容としてほしい。		助成金の趣旨を伝え、ご理解をいただきました。
2	中小企業子育て支援助成金の申請について、同一労働者が初めて要件を満たした際の申請をのがし、支給されていないにもかかわらず、次に要件を満たした時に申請できないのは、中小企業の実態に合っておらず、おかしいと思う。		貴重な意見として承り、本助成金の支給要領について説明し、ご理解をいただきました。
3	中小企業子育て支援助成金の要件を変更するのであれば、事業主に対する事前の予告が必要である。また、対象労働者がすでに育児休業を開始している場合には旧要領により審査する等の経過措置が必要である。		貴重な意見として承りました。
4	育児・介護休業規定の整備にあたり、厚生労働省発行の資料を基に育児休業規定を見直したにもかかわらず、法に定める最低基準を満たしていないとして何箇所も指摘された。公表している資料が問題である。		資料(パンフレット)の一部を見てのご相談であったことから、就業規則の規定例のパンフレットの全体を改めて説明し、追加の修正についてご理解を求めました。
5	中小企業子育て支援助成金の受給要件の1つに、育児・介護休業法に定める最低基準を満たした就業規則等の整備があるが、育児休業を取得した実績のみで支給すべきではないか。		中小企業事業主に対して育児休業制度を広めることや、中小企業の労働者が育児休業制度を利用しやすくすることが助成金制度の目的であり、就業規則の整備は助成金を受給する要件の一つであることをご説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	改正育児・介護休業法の内容のうち、パパママ育休プラスの内容がわかりにくい。パンフレットを見ても、説明がないと、なぜ取れないのかがわからない。		質問の該当部分を説明し、ご理解を得ました。
7	説明会の開催場所(県庁所在地)が事業所から遠く不満である。事業所の近辺でも説明の機会を設けてもらえないか。		資料を送付し、不明な点の照会については電話やFAX、個別訪問といった手段がある旨を説明し、ご理解をいただきました。
8	均等法9条は、巫女については、社会通念上例外として認められるべきである。		法の趣旨について説明いたしました。
9	複数の公共職業安定所の求人窓口で、男女別なく働ける業務であるにもかかわらず、「ここは女性のみだから」などと説明された。上部機関から、均等法や憲法を守るよう指導してほしい。		男女雇用機会均等法の趣旨について説明し、貴重な意見として承り、担当部署へ情報提供を行いました。
10	人材派遣会社の派遣の求人に応募したところ、電話で「この求人は、派遣先が女性を希望しているから、男性の応募は受け付けられない。」と断られた。派遣業者の違法な取り扱いは日常茶飯事であるので、厳しくとりしまってもらいたい。		均等法では、事業主は、労働者の募集について、性別に関わりなく均等な機会を与えなければならないとされていること、法違反があれば、事業主への適切な対応を行う旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。